

諮問実施機関：滋賀県知事（総務事務・厚生課）

諮問日：平成28年12月6日（諮問第37号）

答申日：平成29年5月30日（答申第24号）

事件名：「健康相談内容および相談対応記録等」の一部開示決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対し、平成26年〇月〇日に、滋賀県〇〇が滋賀県総務部総務事務・厚生課健康管理担当保健師等に対して行った、開示請求者の健康に関する相談内容およびその相談時の保健師の相談対応記録等を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成27年9月15日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求人の上司（以下「相談者」という。）が総務部総務事務・厚生課 厚生健康管理担当の保健師他に対して行った、審査請求人の健康に関する相談内容およびその相談対応記録等に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する決定

実施機関は、本件健康相談が病歴に関する情報等を取り扱っており、相談内容や相談者の氏名だけではなく、相談事実の存否についても不開示として取り扱っていることから、当該保有個人情報の存否を明らかにすることは不開示情報を開示することとなるとして、条例第18条の規定により本件保有個人情報の存否を明らかにせず、開示請求を拒否するとして、条例第19条第2項の規定により保有個人情報不開示決定を行った。

3 異議申立て

平成27年11月10日に、審査請求人は、本件決定に係る処分を不服として実施機関に対して、旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 異議申立てに対する審議会の答申および実施機関の決定等

実施機関は、平成 27 年 11 月 20 日付け滋総厚第 553 号で条例第 43 条第 1 項の規定に基づき当審議会に諮問した。

平成 28 年 7 月 7 日に、当審議会は、「存否を明らかにした上で改めて開示・不開示等の決定を行うべきである。」と実施機関に対して答申した（答申第 18 号）。

同年 8 月 4 日に、実施機関は、旧行政不服審査法第 47 条第 3 項の規定に基づき、異議申立てに係る処分を取り消す決定を行った上で、同日付け滋総厚第 412 号で保有個人情報一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

平成 28 年 10 月 26 日に、審査請求人は、本件決定に係る処分を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき審査請求を行った。

6 諮問

実施機関は、平成 28 年 12 月 6 日付け滋人第 914 号で、条例第 43 条第 1 項の規定に基づき当審議会に諮問した。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨（審査請求人の主張要旨）

審査請求に係る処分を取消し、全部開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書および口頭意見による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関が一部開示とした当該文書の不開示部分は、審査請求人の心身の状況、健康状況、病歴および所属での言動・行動であり、それらの情報は審査請求人の個人情報（自己情報）であって不開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っているものとする。
- (2) ○○が審査請求人の所属内での言動等を保健師に伝える行為は、事前に審査請求人に対して確認や承諾のないままなされており、「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（平成 24 年 2 月）」に規定されている、管理監督者による健康管理室等への相談は原則として本人にその理由を説明し、同意を得た上で行う旨の説明がなされていることから誤っているものであり、その相談内容を不開示とすることは誤りであるとする。
- (3) 本件相談内容を明らかにすることで、相談者である○○が、どのような不利益を被るのか、また人事管理的な支障はどのようなもので、その程度が抽象的な可能性では

足りず、そのような状況で不開示にすることは、条例の適用を誤っているものである
と考える。

- (4) 自治体の例規にあつては、議会立法である条例のみが法令秘の根拠たりうるものであるが、実施機関が改正前の滋賀県職員安全衛生管理規程および職員相談室設置要領により、審査請求人の自己情報の開示を行わず、一方的に「秘密保持」の対象とするという主張は失当と言うべきものである。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 条例第15条第5号該当性について

職員相談室の相談業務は、旧滋賀県職員安全衛生管理規程第41条および職員相談室設置要領8で「秘密保持」が厳しく規定されており、産業保健スタッフの守秘義務が課せられていることから、条例第15条第5号に該当する。

2 条例第15条第2号の該当性について

本件相談記録は、相談者の個人情報であるとともに、当該第三者の個人情報でもあるが、相談記録には客観的事実だけではなく、相談者の心情等の表現等も含めて記録されており、相談者にとっては内容が開示されることを予期しない情報であることから、これを開示することは開示請求者以外の個人である相談者の権利利益を害するおそれがあり、条例第15条第2号に該当する。

3 条例第15条第7号イ該当性について

相談業務においては、相談者からの限られた情報の中で一定の判断を行っており、これを開示すると相談者との信頼関係が損なわれ、事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、条例第15条第7号イに該当する。

4 条例第15条第7号オ該当性について

相談業務については、その性質上、守秘を厳守しており、相談に関する情報を開示すると、適正な遂行や今後の円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また相談内容に職員本人の認識との相違がある場合には、管理監督者に対して不信感や個人的不満などにより人事管理上の支障を及ぼすおそれがあり、条例第15条第7号オに該当する。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的としており、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障

している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があることを規定しており、開示・不開示の判断に当たっては本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

2 本件開示請求について

本件開示請求は、平成26年〇月〇日に滋賀県〇〇が、総務事務・厚生課健康管理担当の保健師等に対して行った、審査請求人の健康に関する相談内容およびその相談時の保健師の相談対応記録等についての開示が求められたものである。

実施機関は、当審議会による平成28年7月7日付け答申第18号を受け、一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、本件処分の取消しおよび対象保有個人情報の開示を求めているため、一部開示決定の妥当性について、以下検討する。

3 不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求における不開示部分について、条例第15条第2号、第5号および第7号に該当する旨を、主張していることから、以下、該当性について検討する。

(1) 条例第15条第2号の該当性について

ア 条例第15条第2号は、開示請求者本人に関する情報の中に本人以外の個人情報が含まれている場合において、その情報を本人に開示することにより、その中に含まれる他の個人の正当な利益が侵されることがあるため、このような場合には開示をしないというものであるが、例外として法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報は開示することとされている。また、個人情報開示請求は本人のみが開示請求をなすものであることから、開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報であるか否かにより判断すべきである。

イ 本件対象保有個人情報が記載されている公文書を見分したところ、開示請求者以外の個人である相談者の相談内容等が記載されている部分が認められる。

そもそも、本件個人情報は、相談者からの相談に基づき作成されたものであるから、その全体が相談者の個人情報としての性格を有しているといえる。したがって、本件個人情報の中に審査請求人の個人情報が含まれるとしても、全体としてみれば、

相談者個人の情報として取り扱われるべきものであるといえる。

よって、相談者の相談内容が記載されている部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であるといえ、条例第 15 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 条例第 15 条第 5 号該当性について

ア 条例第 15 条第 5 号は、法令または条例の規定等により開示することができないとされている情報は、不開示とすることを定めたものである。そして、同号にいう「法令等」とは、法律、政令、府省令その他国の機関が定めた命令をいい、「条例」には、実施機関が定める規則等は含まれないものである。また、「法令等の規定により、(中略)明らかに開示をすることができない情報」とは、法令または条例に開示することができない旨の明文のあるものをはじめ、守秘義務が課されているものなど、当該規定の趣旨、目的等からみて明らかに開示することができないと判断されるものをいう。

イ 本件において、実施機関は、弁明書および口頭説明の中で、条例第 15 条第 5 号に該当する理由として、職員相談室の相談業務については、滋賀県安全衛生管理規程および職員相談室設置要領で「秘密保持」が厳しく規定されていることを挙げているが、前述のとおり当該規程や要領は、同号にいう「法令等」には該当しないものである。しかし、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 42 条の 2 には、「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。」と規定されており、保健師には守秘義務が課されている。

本件において、相談者は保健師に対して相談を行っており、当該情報は保健師が相談業務により知り得た相談者個人の秘密であると解されること、また、開示請求者に対して相談者の相談内容を開示する正当な理由も見当たらないことから、相談者の相談内容が記載されている部分は、法令等により不開示とされる情報として条例第 15 条第 5 号に該当し、不開示が妥当である。

(3) 条例第 15 条第 7 号該当性について

ア 条例第 15 条第 7 号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、同号にいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、同号にいう「おそれ」については、その程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解されている。

条例第 15 条第 7 号イは、個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務に関する情報であって、開示することにより当該事務の目的が達成できなくなり、または事務の公正もしくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるものについては、開示しないこととしている。また、条例第 15 条第 7 号オは、県の機関等が行う人事

管理に係る情報であって、開示することで、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。

イ 本件においては、相談内容を開示することにより相談者との信頼関係が損なわれ、実施機関が担っている業務である健康管理相談の事務について、条例第 15 条第 7 号イに規定する、その事務の円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるものと考えられる。

しかし、条例第 15 条第 7 号オは、県が行う人事管理に係る事務の情報に関して規定しているところ、本件における相談の内容は、原則として人事課等に伝達されることはなく、処分庁のみにとどまるとのことであった。このような場合には、本件における相談内容を人事管理に使用しているとはいえないことから、条例第 15 条第 7 号オにいう情報には該当しないといえる。

ウ よって、相談者の相談内容が記載されている部分は、事務の円滑な実施を困難にする情報として条例第 15 条第 7 号イに該当し、不開示が妥当である。

第 6 まとめ

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 7 審議会の処理経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成 28 年 12 月 6 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 1 月 12 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 29 年 1 月 16 日 (第 111 回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成 29 年 1 月 27 日 (第 112 回審議会)	・実施機関から保有個人情報一部開示決定理由等について口頭説明を受けた。
平成 29 年 2 月 17 日 (第 113 回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成 29 年 3 月 14 日 (第 114 回審議会)	・審査請求人から審査請求理由等について意見聴取を行った。
平成 29 年 4 月 24 日 (第 115 回審議会)	・諮問案件の答申案の審議を行った。